



建築士、弁護士が地道に学んでいます



建築ネットワークセンターは弁護団を有しています。一人の弁護士が建築士とともに事件を扱う場合や、複数で弁護団を結成する事件もあります。

これらの業務とは別に、年6回の常任弁護団会議を開いて、各自が担当している事件の扱いについて他の弁護士や建築士の意見を求めていましたが、テーマを伴う学習会になっています。

先月私が担当した事件について資料をどう作成したかをテーマにした報告。中規模マンションの事件ですが、建物は杭支持だから支障はないが、地盤が軟弱で建物の周りが徐々に沈下して来たことの損害賠償事件です。「軟弱地盤は全国にあるから争点にならない」との裁判官の見解のもとで思わしい結果になりました。故小松田精吉氏が地盤について意見書を書きましたが、後を受

けた私は地盤は分かりません。しかし、建築士の立場で出来ることはあります。

これまでフリー手帳で描かれていた関連を明確な距離、深さ、地層などの図解、地下10mの掘削工事・工程毎の断面模式図と影響を図示しました。長い審理期間中に生じた必要に応えて、分かりやすい資料を多く公表しました。現場にも幾度も行きました。理事会や総会等にも毎回参加し、裁判にも必ず出席しました。こうして建築士が地盤問題にも関わる役目を果たしました。

このような報告のもと、活発に意見が寄せられ親しみある学びになりました。常任弁護団会議が充実・成長することを願っています。

(建築ネット技術部長・一級建築士 萩野広己)



ティーたいむ

NPO日本伝統野菜協会では「すでに100年前から栽培されている野菜で、現在でも苗、種子等の流通が可能であり、地域との係わり合いが深く、地域の食文化を継承している」と定義付けています。

理念としては、農業者の生産意欲と共に地域農業の活性化の促進のために、食文化の大切さをテーマにしています。伝統野菜や地元野菜を発掘・育成し地域ごとに違いを明らかにし、地域特性を生かした農業・地域づくり、農場を身近に感じる農業体験グリーン・ツーリズム、健康維持の食育活動、食の安全性の追求です。

伝統野菜の種は様々な形で各地に運ばれ、風土になじみながら育って行きました。その結果、土地の特色が生かされた野菜として生き、その土地の食文化を形成してきました。

埋もれている伝統野菜の掘り起こしを行うことにより、食文化も生かすことができます。食文化は地域文化と共に地域活性化にとって重要な要因となり得ます。

伝統野菜とは?

一つの例として、農林水産省が注目している長岡野菜があります。明治の中頃に栽培が始まった「梨なす」「糸うり」(そうめんカボチャ)の未熟果を浅漬けにした長岡独特の食べ方です。

近年、農家レストランの進出が目覚ましく、子育てが終わった主婦のみなさんが第二の人生を歩む生きがいとして、地元の野菜を使ったレシピを考案し、レストランを経営しています。そして、お客様達は、食を楽しみながら地元の人達と触れ合うことができます。みなさん一人一人がきらめいています。

先日、テレビでも放映された仙台市若葉区の「ちよこら」がユニークです。早朝、畑に出て手当たり次第収穫し、サラダや料理に使う。サラダは食べ放題。とにかく新鮮さが売りです。



日本伝統野菜協会 理事長 富樫知之

仮認定NPO法人
建築ネットワークセンター主催

マンション講座のご案内

5月から11月の期間で「マンション講座」を開講し、下記の通りあと3回となりました。関心のある方のご参加をお待ちします。下記にご連絡ください。

	月 日	テマ	講 師
4回	9月21日(土)	耐震化工事を実施したマンションの実例	建築ネットワークセンター 藤井 勝明
5回	10月19日(土)	マンションに関する国交省の政策動向	(依頼中)
6回	11月16日(土)	大規模修繕の仕方と工事現場の見学	建築ネットワークセンター 藤井 勝明

- 開催時間 毎回午後1時30分～4時
- 会 場 建築ネットワークセンター事務所
(JR大久保駅下車 徒歩3分、Tel 03-5386-0608)
- 会 費 一般：1000円、会員：500円

